

議案第12号

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(養父市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(昇給) 第11条 職員の昇給は、職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合の昇給の号給数を4号給とすることを標準とし、規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて規則で定める基準に従い、規則で定める日に行うものとする。	(昇給) 第11条 職員の昇給は、職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合の昇給の号給数を4号給 <u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの</u> <u>にあつては、3号給)</u> とすることを標準とし、規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて規則で定める基準に従い、規則で定める日に行うものとする。
2～5 (略) (扶養手当) 第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。	2～5 (略) (扶養手当) 第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含</u>

改 正 案	現 行
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>む。以下同じ。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号に掲げる扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたとき</p>

改 正 案	現 行
<p>(地域手当)</p> <p>第15条 地域手当は、規則で定める地域に在勤する職員に支給し、地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に</p>	<p>は、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 地域手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員</p>

改 正 案	現 行
<p><u>掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>1 級地 100分の20</u></p> <p>(2) <u>2 級地 100分の16</u></p> <p>(3) <u>3 級地 100分の12</u></p> <p>(4) <u>4 級地 100分の 8</u></p> <p>(5) <u>5 級地 100分の 4</u></p> <p><u>2 前項の地域手当の級地は、規則で定める。</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第17条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員</p>	<p>(2) <u>医師職給料表の適用を受ける職員</u></p> <p><u>2 地域手当の月額、給料の月額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第17条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員</p>

改 正 案	現 行
<p>であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「<u>運賃等相当額</u>」という。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p>	<p>以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。)。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)</u>が5万5,000円を超えるときは、<u>支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円</u></p>

改 正 案	現 行
<p>3 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4～7 （略） （単身赴任手当）</p> <p>第17条の2 単身赴任手当は、勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活</u></p>	<p><u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</u></p> <p>3～6 （略） （単身赴任手当）</p> <p>第17条の2 単身赴任手当は、勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らし</u></p>

改 正 案	現 行
<p>することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第25条の2 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、その職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。</p>	<p>て困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第25条の2 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、その職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範</p>

改 正 案									現 行								
4 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第29条の2 第10条、第11条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第1 (第7条関係) 行政職給料表									区内において規則で定める額 4 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第29条の2 第10条、第11条、第14条から第16条まで及び第18条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第1 (第7条関係) 行政職給料表								
職 員 の 区 分	職 務 の 級 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	職 員 の 区 分	職 務 の 級 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以		円	円	円	円	円	円	円	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以		円	円	円	円	円	円	円
1		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	1		183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
2		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	2		184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
3		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	3		185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
4		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	4		186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
5		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	5		188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
6		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	6		189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700

改 正 案								現 行									
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	外の	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	職員	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700		9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700

改 正 案								現 行							
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800

改 正 案								現 行							
53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>		53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>
54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>		54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>
55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>		55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>		56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>		57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>		58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>		59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>		60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>		61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>		62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>		63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>		64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>		65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	
66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>		66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	
67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>		67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	
68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>		68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	
69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>		69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	
70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>		70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	
71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>		71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	
72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>		72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	
73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>		73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	
74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>			74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	
75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>			75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	

改 正 案							現 行						
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>		76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>
77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>		77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>
78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>
80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>
81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>
82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>
83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>
84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>
85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>
86	256,000	297,100	<u>346,000</u>				86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>				87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>				88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>				89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>				90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>				91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>				92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>				93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
94		299,400	<u>348,800</u>				94		299,400	<u>347,400</u>			
95		299,700	<u>349,200</u>				95		299,700	<u>347,800</u>			
96		300,100	<u>349,500</u>				96		300,100	<u>348,200</u>			
97		300,300	<u>349,800</u>				97		300,300	<u>348,400</u>			
98		300,600	<u>350,200</u>				98		300,600	<u>348,800</u>			

改 正 案							現 行						
99		301,000	<u>350,600</u>				99		301,000	<u>349,200</u>			
100		301,400	<u>351,000</u>				100		301,400	<u>349,500</u>			
101		301,600	<u>351,500</u>				101		301,600	<u>349,800</u>			
102		301,900	<u>351,900</u>				102		301,900	<u>350,200</u>			
103		302,200	<u>352,300</u>				103		302,200	<u>350,600</u>			
104		302,500	<u>352,700</u>				104		302,500	<u>351,000</u>			
105		302,700	<u>353,200</u>				105		302,700	<u>351,500</u>			
106		303,000	<u>353,600</u>				106		303,000	<u>351,900</u>			
107		303,300	<u>353,900</u>				107		303,300	<u>352,300</u>			
108		303,600	<u>354,200</u>				108		303,600	<u>352,700</u>			
109		303,800	<u>354,700</u>				109		303,800	<u>353,200</u>			
110		304,200					110		304,200	<u>353,600</u>			
111		304,600					111		304,600	<u>353,900</u>			
112		304,900					112		304,900	<u>354,200</u>			
113		305,100					113		305,100	<u>354,700</u>			
114		305,300					114		305,300				
115		305,600					115		305,600				
116		306,000					116		306,000				
117		306,200					117		306,200				
118		306,400					118		306,400				
119		306,700					119		306,700				
120		307,000					120		307,000				
121		307,400					121		307,400				

改 正 案								現 行									
	122		307,600						122		307,600						
	123		307,900						123		307,900						
	124		308,200						124		308,200						
	125		308,500						125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額												
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医師職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
7	307,300	414,800	465,900	578,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医師職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
7	307,300	385,500	437,700	495,000	

改 正 案					現 行				
8	310,700	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>	8	310,700	<u>388,100</u>	<u>439,300</u>	<u>496,700</u>
9	314,100	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>583,900</u>	9	314,100	<u>390,200</u>	<u>440,900</u>	<u>498,400</u>
10	317,600	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>586,200</u>	10	317,600	<u>392,700</u>	<u>442,700</u>	<u>500,500</u>
11	321,000	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>		11	321,000	<u>395,200</u>	<u>444,500</u>	<u>502,600</u>
12	324,400	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>		12	324,400	<u>397,700</u>	<u>446,300</u>	<u>504,700</u>
13	327,800	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>		13	327,800	<u>400,300</u>	<u>448,100</u>	<u>506,700</u>
14	331,300	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>		14	331,300	<u>403,000</u>	<u>449,900</u>	<u>508,600</u>
15	334,700	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>		15	334,700	<u>405,600</u>	<u>451,700</u>	<u>510,700</u>
16	338,100	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>		16	338,100	<u>408,100</u>	<u>453,500</u>	<u>512,700</u>
17	341,500	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>		17	341,500	<u>410,500</u>	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>
18	344,600	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>		18	344,600	<u>412,700</u>	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>
19	347,700	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>		19	347,700	<u>414,800</u>	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>
20	350,800	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>		20	350,800	<u>416,900</u>	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>
21	354,000	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>		21	354,000	<u>419,000</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>
22	357,100	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>		22	357,100	<u>420,500</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>
23	360,200	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>		23	360,200	<u>422,000</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>
24	363,200	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>		24	363,200	<u>423,500</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>
25	366,200	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>		25	366,200	<u>424,900</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>
26	368,500	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>		26	368,500	<u>426,400</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>
27	370,800	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>		27	370,800	<u>427,900</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>
28	373,000	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>		28	373,000	<u>429,300</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>
29	374,900	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>		29	374,900	<u>430,700</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>
30	376,600	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>		30	376,600	<u>432,200</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>

改 正 案					現 行				
31	378,300	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>		31	378,300	<u>433,700</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>
32	380,100	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>		32	380,100	<u>435,100</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>
33	381,900	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>		33	381,900	<u>436,500</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>
34	383,700	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>		34	383,700	<u>438,000</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>
35	385,300	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>		35	385,300	<u>439,500</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>
36	386,700	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>		36	386,700	<u>440,900</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>
37	388,100	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>		37	388,100	<u>442,300</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>
38	389,600	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>		38	389,600	<u>443,700</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>
39	391,100	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>		39	391,100	<u>445,100</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>
40	392,600	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>		40	392,600	<u>446,500</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>
41	394,100	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>		41	394,100	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>
42	394,800	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>		42	394,800	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>
43	395,400	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>		43	395,400	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>
44	396,100	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>		44	396,100	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>
45	397,000	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>		45	397,000	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>
46	397,600	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>		46	397,600	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>
47	398,200	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>		47	398,200	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>
48	398,800	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>		48	398,800	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>
49	399,400	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>		49	399,400	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>
50	399,900	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>		50	399,900	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>
51	400,400	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>		51	400,400	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>
52	400,900	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>		52	400,900	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>
53	401,400	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>		53	401,400	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>

改 正 案					現 行				
54	401,800	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>		54	401,800	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>
55	402,200	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>		55	402,200	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>
56	402,600	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>		56	402,600	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>
57	403,000	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>		57	403,000	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>
58	403,400	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>		58	403,400	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>
59	403,800	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>		59	403,800	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>
60	404,200	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>		60	404,200	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>
61	404,600	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>		61	404,600	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>
62	405,000	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>		62	405,000	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>
63	405,400	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>		63	405,400	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>
64	405,800	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>		64	405,800	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>
65	406,100	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>		65	406,100	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>
66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>		66		<u>476,900</u>	<u>528,700</u>	
67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>		67		<u>477,500</u>	<u>529,400</u>	
68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>		68		<u>478,100</u>	<u>530,300</u>	
69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>		69		<u>478,400</u>	<u>531,200</u>	
70		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>		70		<u>479,000</u>	<u>532,000</u>	
71		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>		71		<u>479,700</u>	<u>532,900</u>	
72		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>		72		<u>480,400</u>	<u>533,800</u>	
73		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>		73		<u>480,800</u>	<u>534,600</u>	
74		<u>487,800</u>	<u>549,300</u>		74		<u>481,400</u>	<u>535,500</u>	
75		<u>488,200</u>	<u>550,200</u>		75		<u>482,100</u>	<u>536,400</u>	
76		<u>488,700</u>	<u>551,100</u>		76		<u>482,800</u>	<u>537,100</u>	

改 正 案				現 行			
77		<u>489,200</u>	<u>551,900</u>	77		<u>483,200</u>	<u>537,900</u>
78		<u>489,800</u>	<u>552,800</u>	78		<u>483,800</u>	<u>538,800</u>
79		<u>490,400</u>	<u>553,700</u>	79		<u>484,400</u>	<u>539,700</u>
80		<u>490,800</u>	<u>554,600</u>	80		<u>484,900</u>	<u>540,600</u>
81		<u>491,300</u>	<u>555,400</u>	81		<u>485,400</u>	<u>541,400</u>
82		<u>491,900</u>	<u>556,300</u>	82		<u>485,900</u>	<u>542,300</u>
83		<u>492,500</u>	<u>557,200</u>	83		<u>486,400</u>	<u>543,200</u>
84		<u>493,000</u>	<u>558,100</u>	84		<u>486,900</u>	<u>544,100</u>
85		<u>493,500</u>	<u>558,900</u>	85		<u>487,300</u>	<u>544,900</u>
86			<u>559,800</u>	86		<u>487,800</u>	<u>545,800</u>
87			<u>560,700</u>	87		<u>488,200</u>	<u>546,700</u>
88			<u>561,600</u>	88		<u>488,700</u>	<u>547,600</u>
89			<u>562,400</u>	89		<u>489,200</u>	<u>548,400</u>
90				90		<u>489,800</u>	<u>549,300</u>
91				91		<u>490,400</u>	<u>550,200</u>
92				92		<u>490,800</u>	<u>551,100</u>
93				93		<u>491,300</u>	<u>551,900</u>
94				94		<u>491,900</u>	<u>552,800</u>
95				95		<u>492,500</u>	<u>553,700</u>
96				96		<u>493,000</u>	<u>554,600</u>
97				97		<u>493,500</u>	<u>555,400</u>
98				98			<u>556,300</u>
99				99			<u>557,200</u>

改 正 案						現 行					
	100						100				558,100
	101						101				558,900
	102						102				559,800
	103						103				560,700
	104						104				561,600
	105						105				562,400
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円			円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300			301,700	344,400	399,500	473,300
備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。						備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。					
附 則						附 則					
1～10 (略)						1～10 (略)					
(地域手当の支給割合)						(地域手当の支給割合)					
11 (削除)						11 <u>医師職給料表の適用を受ける職員を除き、地域手当の支給割合については、当分の間100分の0とする。</u>					
(地域手当支給の特例)						(地域手当支給の特例)					
12 (削除)						12 <u>一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項に規定する級地に在勤する職員には、国家公務員の例により地域手当を支給する。</u>					
13～23 (略)						13～23 (略)					
附 則(令和4年条例第28号)抄						附 則(令和4年条例第28号)抄					

改 正 案	現 行
<p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 養父市職員の給与に関する条例第10条、第11条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 養父市職員の給与に関する条例第10条、第11条、<u>第14条から第16条まで及び第18条の規定</u>は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 (略)</p>

(養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額</u>の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 給与条例第7条、第10条、第11条、第14条、<u>第16条及び第25条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2、<u>第27条第2項及び第28条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>3 給与条例第14条、<u>第16条及び第17条の2</u>の規定は、任期付短時間勤務職</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められた職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を、特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>5 前各項の規定による号給の決定、前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 給与条例第7条、第10条、第11条、第14条、<u>第15条、第16条、第21条、第22条、第24条、第25条及び第28条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2 <u>及び第27条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 給与条例第14条から第16条まで、<u>第25条及び第25条の2</u>の規定は、任期</p>

改 正 案	現 行
員には適用しない。	付短時間勤務職員には適用しない。

(養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年養父市条例第6号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、<u>給料、地域手当</u>、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)</u></p> <p><u>第5条の2 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第13条 第7条の規定により準用する給与条例第20条、第8条の規定により準用する給与条例第21条及び第9条の規定により準用する給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、<u>給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額</u>に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第13条 第7条の規定により準用する給与条例第20条、第8条の規定により準用する給与条例第21条及び第9条の規定により準用する給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(土曜日に当た</p>

改 正 案	現 行
<p>法による休日」という。) (土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。) 及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7.75を乗じて得た数を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬の加算)</u></p> <p>第15条の2 <u>パートタイム会計年度任用職員には、前条各項に規定する報酬に次の各号に定める地域手当に相当する報酬を加算する。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項に規定する月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 前条第1項の規定により定めた月額報酬の額に給与条例第15条第1項に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)</u></p> <p>(2) <u>前条第2項に規定する日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 次号により算出された額に、7.75を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)</u></p> <p>(3) <u>前条第3項に規定する時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第1号により算出された額を1日の勤務時間に21を乗じて得た数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第23条 第17条から第19条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、<u>次の各号に定める額とする。</u></p>	<p>る日を除く。以下この項において同じ。) 及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7.75を乗じて得た数を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第23条 第17条から第19条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、<u>第13条に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当た</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(1) <u>月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第13条に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法で算出した額とする。</u></p> <p>(2) <u>日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第15条第2項及び第15条の2第2号の規定により計算して得た額の合計額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。</u></p> <p>(3) <u>時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第15条第3項及び第15条の2第3号の規定により計算して得た額の合計額とする。</u></p>	<p><u>りの給与額の算出方法で算出した額とする。</u></p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号。以下「条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の条例(以下「第1条改正後条例」という。)第14条の規定の適用については、同条第1項第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

とし、同条第3項中「13,000円」とあるのは、「11,500円」とし、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、第1条改正後条例第15条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

2 前項前段の規則で定める地域手当の級地の区分及び割合は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第72号)附則第7条第1項に規定する人事院規則で定める地域手当の級地の区分及び割合との均衡を失しないよう定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、医師職給料表の適用を受ける職員については、令和8年3月31日までの間における地域手当の額は、なお従前の例による。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 第1条改正後条例第17条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(その他経過措置の規則への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号俸	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1

10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8

25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23

40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38

55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	

70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	

85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				

100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医師職職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級			
旧号俸	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1

13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1

28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3

43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6

58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	

73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	

88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98		82	
99		83	
100		84	
101		85	
102		86	

103		87	
104		88	
105		89	